

Ⅶ. ダクトの施工計画

(1) 製作図の作成

工事施工上必要な製作図は建築および他の施設との関連や納まり、施工性、施工後の維持管理等を考慮して作成する。

設計図書の内容に相違のある場合や明記のない場合は、現場係員と相談して施工図や製作図を作成し、現場係員の承認を受ける。

施工図が不備のまま施工すると、必ずその不備な点の質疑応答に労力と時間の浪費が伴うと共に、手戻り工事となる。

(2) 施工順序

施工は建築工事の進行にしたがって進められるが、設備工事全般の工事計画に基づき、それにしたがって施工準備を把握して、その手順どおり進める。

建築工事や関連設備との適合性、施工の安全、省力性を検討し、着工しなければならない。

施工に際しては、現場の納まり、または取合上の器具取付け位置、取付け方法も考慮する。

(3) 材料の手配搬入及び保管

工事内容を施工図及び施工基準（施工要領）等で把握して、使用される材料の概要を知る必要がある。

製品についての形状寸法や所要数を確認し、主要材料の規格、単位、数量を算出する。

材料の手配等は、指定された材料置場に保管し、特に雨水の養生や飛散防止などに留意する。

(4) 関連工事との連携

施工に必要とされる製品は、工場加工が主となるため、適切な情報の提供が主となるが、現場と工場間において、搬入日時等、的確な情報を交換する必要がある。

ダクトの施工は、現場での製品の取付けが主な作業となり、元請業者や他の業者が同時に作業することが多いので、業者間の連絡と工程の調整等工事の進行に手違いのないように、工事監理者を中心に十分な打ち合せを行う必要がある。

(5) 工程表

着工に先立ち施工者は、現場係員を中心に他の施工者とも十分な打合せのうえ、手待ち等が発生しないよう、工程表を作成する。